

■ 2章 基本的事項のおさえについて

再編小学校の在り方について検討するにあたり、再編に関する委員の認識を共通にするために、以下の基本的事項について確認した。

1 小・中学校再編に係るこれまでの経緯

(1) 平成25年3月「山元町小・中学校教育環境整備方針」を策定

「山元町小・中学校教育環境整備方針」	
基本方針①	短期で坂元小学校と中浜小学校を統合する⇒平成25年4月統合済み
基本方針②	中期で山下第二小学校を再建する ⇒ 平成28年8月再建済み
基本方針③	長期的な視野から小学校2学校区、中学校1学校区とする

(2) 平成29年8月住民説明会（教育委員会主催）を開催

○「基本方針③」の検討に着手する旨を説明するための住民説明会を開催

(3) 平成30年12月「小・中学校再編方針」を策定

「山元町小・中学校再編方針」	
小学校の再編方針について	10年後を目途に「小学校1学校区」
中学校の再編方針について	2021年4月に「中学校1学校区」、現山下中学校を活用

(4) 平成31年4月中学校再編準備委員会を設置し、中学校再編に向け検討

○校章・制服部会、校歌・スクールバス部会、教育課程編成部会、規則・規約部会の4部会に分かれ再編準備を行う。

(5) 令和3年3月坂元中学校・山下中学校閉校

(6) 令和3年4月山元町立山元中学校開校（山下中学校校舎を活用）

(7) 小学校再編検討に係る動き

① 令和3年10月25日^{※1} 総合教育会議

○令和4年度から、再編方針に沿って検討に入ることを確認

② 令和4年5月6日 総合教育会議

○町長の意向で、学校再編はまちづくりにも関わることから、**関連事務を一旦保留**とし、もう少し時間をかけて検討することとする。

③ 令和4年9月26日 総合教育会議

○「**小学校再編に関する町長との懇談会**」を開催し、改めて町民の声を聞く

(8) 令和4年11月、令和5年1月に懇談会を開催

○11月の懇談会 … 町民を対象にして各小学校区4会場で開催

○1月の懇談会 … 保護者を対象にしておもだか館を会場に開催

(9) 小学校再編に関する町長の最終判断

○令和5年2月10日総合教育会議 → 小学校再編に関する町長の最終判断

小学校再編については教育委員会の方針のとおり小学校区1学校区とする

(10) 小学校再編に関する取り組みの説明

○令和5年8月3日 総合教育会議、 8月21日 議会全員協議会^{※2}

・取組内容、スケジュール案、検討方法について説明

(11) 「小学校再編の在り方検討」の開始について

○令和5年10月25日 総合教育会議、 11月17日 議会全員協議会

・委員会の設置、スケジュール案について説明

(12) 令和5年11月20日 第1回山元町再編小学校設置等庁内委員会の開催

○スケジュール、現状把握、学校形態等について説明

2 「小学校再編」に関する取組の概要

(1) 小学校再編方針と「魅力ある学校づくり」

「山元町小・中学校再編方針」に基づき、小学校を1校に再編することにより、児童の社会性等の育成を図るとともに、学校教育の充実、ひいては「魅力ある学校づくり」を推進する。

児童生徒にとってよりよい学びができる環境をつくる



・クラス替えのできる学校規模
・複式学級は避けるべきである
⇒人数規模を前提 社会性等の育成を優先した考え方



どんな学校にするのか、学校づくりも考えるべきである



「学校教育の充実」・「魅力ある学校づくり」
(みのりプロジェクト推進事業)^{※3}
児童相互の豊かな交流・社会性等の育成・児童の夢や志の実現
※「小中連携」推進から「小中一貫」も視野に入れる

(2) 今後の進め方について

「山元町再編小学校在り方検討委員会」を設置し、再編の望ましい形態や学校づくりにおける魅力・特色等について検討してもらい、教育委員会に対し意見をいただく。

また、「校地・校舎の設置」は「山元町再編小学校設置等庁内委員会」を設置し、町が判断することとする。

校地・校舎の決定後は、「小学校再編準備委員会」を設置し、再編小学校の開校等の準備に向け検討を行う。

	委員会名称 (委員数)	内 容
教育に関する意見	山元町再編小学校在り方検討委員会 (委員数20名)	①所掌事務 ・望ましい学校形態に関する意見 ・特色ある学校づくり、魅力ある学校づくりに関する意見 ・その他、再編する小学校について必要な意見 ②委員構成 保護者代表(幼・保・小・中)、小・中学校運営協議会代表、小・中学校長、学識経験者等
ハード面の意見	山元町再編小学校設置等庁内委員会 (委員数8名)	①所掌事務 ・校地、校舎の設置及び建設費用等に関すること ・その他、再編する小学校について必要な事項に関すること ②委員構成 町長、副町長、教育長、総務課長、企画財政課長、子育て定住推進課長、建設課長、教育総務課長
開校等準備の検討	山元町立小学校再編準備委員会 (委員数〇〇名) ※「中学校再編準備委員会」を参考に設置	①所掌事務 ・開校等準備(校名、校歌、校章、スクールバス導入等)、教育課程、規則等の整備に関すること ・その他学校再編に向けて必要な事項に関すること ②委員構成 保護者代表、小・中学校運営協議会代表、同窓会代表、地域住民代表、学校関係者、学識経験者、その他教育委員会が必要と認めた者

(3) 具体の確認、検討事項

山元町再編小学校あり方検討委員会 検討・意見

町・町教育委員会 検討

① 学校形態（魅力・特色ある教育）

a 学校形態に伴うメリット・デメリットの確認

- ・事例報告等文献による確認
- ・先進自治体等の視察

b 教育活動面からの検討 ※学校づくりにおける魅力や特色等について検討

- ・小中連携教育（小・中学校の教員が相互に情報交換や交流。小学校教育から中学校教育への進学を円滑に行うことを目指す教育上の取組）
- ・小中一貫教育（校）（小学校と中学校の義務教育期間の9年間で行われる一貫した系統的・継続的な教育。小・中学校はそれぞれ組織として独立、校長は各校に1人、教員は校種に応じた免許所有）
- ・義務教育学校（初等教育（小学校教育）と前期中等教育（中学校教育）までの義務教育を一貫して行う。修業年数は9年、小学校課程6年、中学校課程3年という枠組にとらわれず、「5-4」「4-2-3」など設置者の判断により柔軟に変更可能。組織は一体化、全体で校長1人副校長1人。原則、教員は小・中学校両方の免許所有）

c 施設面からの検討

- ・施設一体型（同じ敷地内の同一校舎）
- ・施設併設（隣接）型（同じ敷地内の別校舎隣接する敷地の別校舎）
- ・施設分離型（敷地・校舎は別ながらも連携（一貫）は可能）

d cを踏まえた校地、校舎の検討

- ・新たな用地に完全新築
- ・現在の校地内に新築
- ・現在校を増改築

※小学校施設整備指針(国)との整合〔校地環境・周辺環境・通学環境他〕

庁内委員会 判断

②③ 工事費等の確認・財政面の確認 ※上記①a～d関連

- ・概略設計業務委託（概略工事費、工期を算出）
- ・現在校の制度上の問題、築年数、敷地面積等を踏まえた 新築・増改築の可否（体育館・給食センター含む）
- ・学校形態と校地・校舎の設置による概算工事費確認
- ・学校施設補助の確認（県他）

④ 校地・校舎の設置に関する検討と判断

- ・学校形態等を踏まえた、校地、校舎の設置について判断

⑤ 議会等への説明

⑥ 基本・実施設計等／工事等

⑦ 開校等準備(再編準備委員会)

(4) 全体スケジュール

主体	項目	前期			中期		後期				
		R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
在り方検討 委⇒教委	① 「魅力ある学校づくり」に向けた学校形態の検討		R5.10~R7.8								
町・教委	② 学校規模と工事費等の確認及び町財政の可否の確認 概算工事費確認(業務委託)		R5.10~R7.8								
	③ ①を踏まえた校地・校舎の設置の仕方の検討		R6.6~R7.8								
町長 執行部 (庁内委員会設置)	④ ①②③を踏まえた町の意向 検討・判断		R5.10~R7.8 R7.9~11								
	⑤ ④についての議会への説明 (途中、進捗は随時)		R7.11、12								
教委	⑥ 設計(基本・実施)及び工事					R8.4~R12.2					
準備委 ・教委	⑦ 小学校閉校及び開校準備 (教育課程の編成含む)						R9.4~R12.2				
町・教委	⑧ 再編小学校開校									★	☆
町	廃校となる学校施設の利用検討					R8.4~R12.2					

①は進捗状況により令和6年度内に検討し教育委員会への具申もあり得る。

⑥は令和7年12月補正(債務負担)を想定する。

⑧は令和12年度を見込むが、立地や設計等の状況により、後ろに押すこともあり得る。

3 学校形態について

(1) 小中一貫教育が求められる背景・理由

①義務教育の目的・目標の創設

平成19年、学校教育法が改正され、同法第21条に小・中学校共通の目標として義務教育の目標が規定された。このことを受け、小・中学校が共に義務教育の一環を形成する学校として責任を共有して目的を達成するという観点から、小中一貫教育の実践が増加してきた側面がある。

②学習内容や学習活動の量的・質的充実

平成20年の学習指導要領改訂は、21世紀の知識基盤社会化、グローバル化を見据え、教育内容を質・量とも充実させた。このことに対応するため、各地域や学校の実情に応じた形で小中一貫教育の推進が図られた。

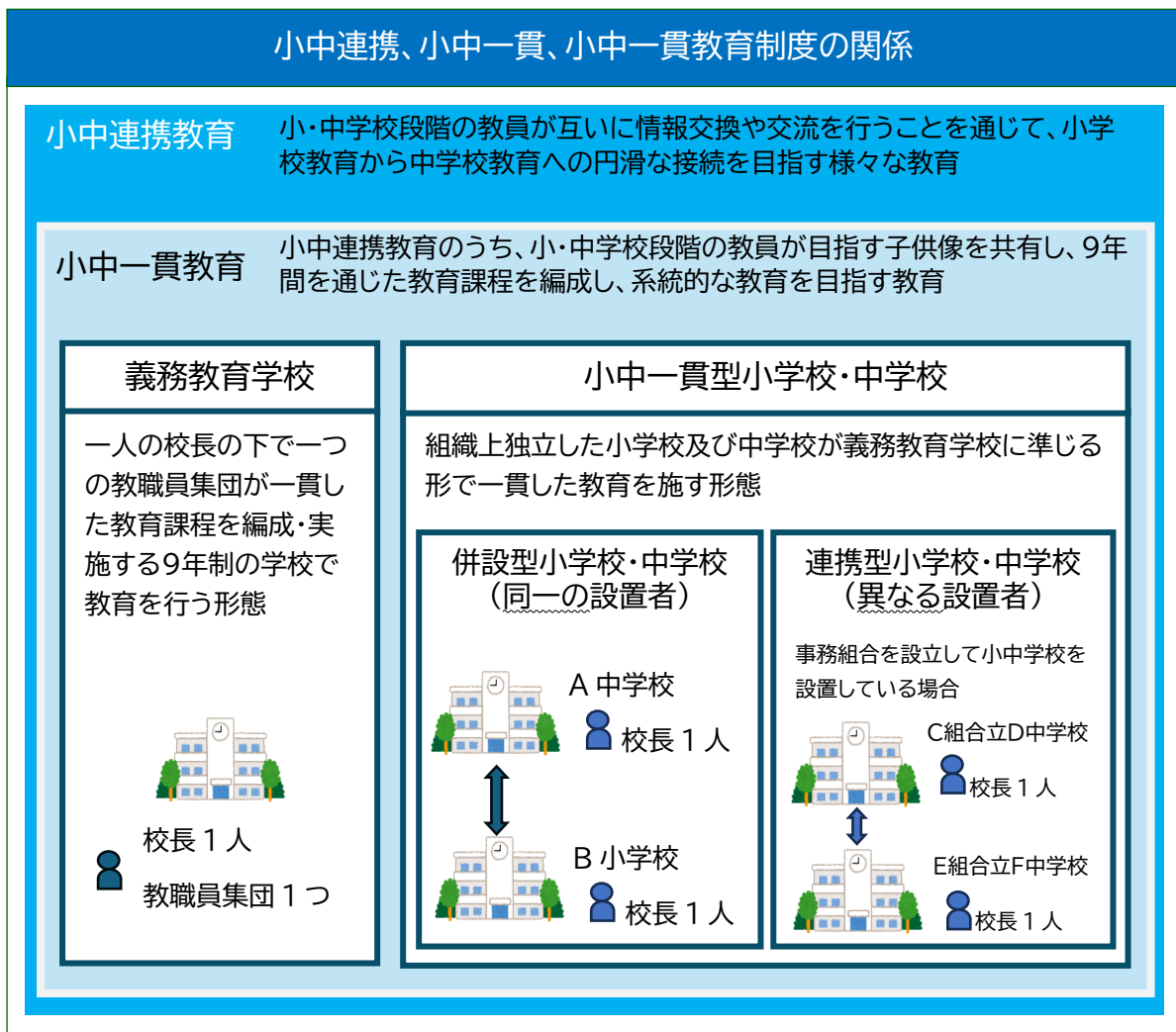
③発達の早期化等に係る現象

小学校高学年段階における心理的・身体的発達の早期化が指摘されており、児童生徒の成長に適切に対応する等の観点から、学校段階を超えた学年段階の区切りを柔軟に設けることのできる小中一貫教育が広がりを見せてきた。

④いわゆる「中1ギャップ」

中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適応を起こす、いわゆる「中1ギャップ」に対し、その接続をより円滑なものとするために特別な教育課程を編成することのできる小中一貫教育の枠組みが注目を集めている。

(2) 学校形態の種類



出典：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成26年12月26日 文部科学省より引用

(3) 学校形態の違い

区 分	小・中連携	小・中一貫校	義務教育学校
修 業 年 限	小学校 6 年、中学校 3 年		9年間 (前期課程6年+後期課程3年)
組 織・運 営	それぞれの学校に校長、教職員組織		一人の校長、一つの教職員組織
免 許	所属する学校種の免許状を保有		原則小・中学校の両免許状を併有
教 育 課 程	小・中学校それぞれに教育課程を編成	9年間の教育目標を設定し、9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程を編成	
教育課程の特例	無 ※1	一貫教育に必要な独自教科の設定が可能	
施 設 形 態	別々の施設	施設一体型 / 施設併設型 / 施設分離型	
標 準 規 模	小・中学校それぞれ12学級以上18学級以下		18学級以上27学級以下 ※2
通 学 距 離	小学校は概ね4km、中学校は概ね 6km		概ね 6km 以内
設置手続き	市町村教育委員会の規則等		市町村の条例

出典：「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」平成 26 年 12 月 26 日 文部科学省より引用

※1 大臣指定の手続きにより「教育課程特例」の実施が可能。小中一貫校、義務教育学校は手続きの必要なし。

※2 学校教育法施行規則 第 41 条小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない。

(4) 小中一貫校・義務教育学校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○中 1 ギャップを緩和・解消できる。 ○教育課程特例の実施が可能となる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 9 年間を見通す一貫したカリキュラムを柔軟に編成できる。 ・ 学年の区切りを柔軟に設けられる。 ・ 小学校のうちから中学校教員の授業を受けられる。 ・ 小学校から教科担任制が導入できる。 ・ 小学校高学年から部活動に参加できる。 ○系統的・継続的な学習によって教育効果を高めることが期待できる。 ○教員間で生徒の情報を共有しながら、9 年間継続して指導するので、効果的に生徒指導を行うことができる。 ○異学年交流により精神的発達を促し、リーダー性を養える。 	<ul style="list-style-type: none"> ○小・中学校の段差をなくすことで、中学校進学の新鮮さがなくなり、変化するきっかけが失われる。 ○9 年間同じ集団の中で学校生活を過ごすため、新たな変化を起こす機会が失われる。 ○小 1 と中 3 では発達段階に差があり過ぎるため、交流をする際に配慮が必要になる。 ○小学校 5・6 年生のリーダーシップや主体性を養う機会が減ってしまう。 ○統廃合によって、義務教育学校等になることも多いため、遠い地域から通学することになるケースがある。 ○施設一体型の場合、体育館や特別教室の割り当ての調整が必要になる。

※義務教育学校では、統括担当の副校長のほか教頭が複数配置される。また、学校事務職員・養護教諭も複数配置される。

4 学校施設の形態について

(1) 施設一体型

同一敷地内の同一校舎で小学校及び中学校の運営を行い一貫して教育を行うもの。同じ敷地内で小・中学校の校舎が渡り廊下でつながっている校舎も一体型に入る。義務教育学校に多い施設形態である。

(2) 施設併設（隣接）型

同じ敷地内の別々の校舎あるいは隣接する敷地の別々の校舎で、小学校及び中学校の運営を行い一貫して教育を行うもの。小中一貫校に多い施設形態である。

(3) 施設分離型

離れた場所にある小学校及び中学校で一貫した教育を行うもの。

5 宮城県内の主な義務教育学校・小中一貫校・小中連携校について

(1) 義務教育学校

①名取市立閑上小中学校（平成30年4月開校）

- 学校形態 … 義務教育学校 前期（4年）中期（3年）後期（2年）
- 学校施設 … 施設一体型（新築）
- 学校の特色… 「閑上学」（郷土学習）を通して生き方を学ぶ
地域の防災拠点

②大崎市立古川西小中学校（令和5年4月開校）

- 学校形態 … 義務教育学校 前期（4年）中期（3年）後期（2年）
- 学校施設 … 施設一体型（旧古川西中学校に小学校を併設）
- 学校の特色… 大崎耕土を学ぶ「西学」
特別活動や清掃活動などでの異学年交流

③色麻町立色麻学園（平成26年4月～小中一貫校、令和5年4月～義務教育学校）

- 学校形態 … 小中一貫校から義務教育学校に移行
前期（4年）中期（3年）後期（2年）
- 学校施設 … 施設一体型（旧色麻中学校大規模改修時に小学校を併設）
- 学校の特色… 「色麻学」を大きな柱とする。歴史、文化、自然、環境、産業、風土などを総合的に系統立てた内容を学習するもの
小学校高学年から一部教科担任制を導入

④栗原市立金成小中学校（平成26年4月～小中一貫校、令和3年4月～義務教育学校）

- 学校形態 … 小中一貫校から義務教育学校に移行
初等部（1～4年）中等部（5～7年）高等部（8・9年）
- 学校施設 … 施設一体型
- 学校の特色… 4年生：10歳を祝う会、7年生：立志式、9年生：卒業式

全校児童生徒による「運動会」「金成ソーラン」「小中祭」
地域を学ぶ「栗原ふるさと学」
国際的視野をもつための「国際キャリア学」
前期課程5・6年生は、一部教科担任制（後期課程教諭による
乗り入れ）

（2）小中一貫校

①女川町立女川小・中学校（平成25年4月女川小学校、女川中学校開校、令和2年8月施設一体型に）

- 学校形態 … 小中一貫校 小学校（6年）中学校（3年）
- 学校施設 … 施設一体型（新築）
- 学校の特色… 「女川プラン」において地域と連携 防災教育

②登米市立豊里小・中学校（平成15年11月～小中一貫校、平成19年校舎一体型に）

- 学校形態 … 小中一貫校
小学校（6年）中学校（3年）
- 学校施設 … 施設一体型
- 学校の特色… 小・中9年間の一貫性を図る取組、中学校教員の小学校乗り入れ授業
異年齢集団活動で社会性の向上

③白石市立小原小・中学校（令和2年4月開校）

- 学校形態 … 小中一貫校 小学校（6年）中学校（3年）
- 学校施設 … 施設一体型
- 学校の特色… ^{※5}p4c（探究の対話）を取り入れ、豊かな人間関係を構築
地域社会とともに取り組む活動
小規模特認校制度…保護者や本人の希望により、居住地を変更しないで、宮城県内どこからでも本校に転入学することができる制度

（3）自治体に小・中各1校の小中連携校

①大衡村立大衡小学校・大衡中学校

大衡小学校（児童数：386名 学級数：16学級）

大衡中学校（児童数：163名 学級数：8学級）

②大郷町立大郷小学校・大郷中学校 … 15ページ参照

大郷小学校（児童数：348名 学級数：15学級）

大郷中学校（児童数：190名 学級数：8学級）

③七ヶ宿町立七ヶ宿小学校・七ヶ宿中学校

七ヶ宿小学校（児童数：45名 学級数：6学級）

七ヶ宿中学校（児童数：24名 学級数：4学級）

6 山元町における小中連携の状況

	小中連携	実施内容	効果・成果	課題
学力向上	共同研究による授業改善	○連携サポート ・小中連携…算数 (R1~3) ・小中連携…算数・数学 (R4~5) ○宮教大との連携 ・小中連携…道徳 p4c (R4~5)	○全国や県との学力格差が小さくなった。 ○授業改善のための効果的な手だてが明らかになった。	○さらなる学力向上が必要である。 ○「知」の向上とともに、「徳」の向上を目指し豊かな心を育む。
	山元の子供も「3つの約束」 森6	○ゲーム・スマホの時間が長く、家庭学習時間が短い状況 ○「3つの約束」をプリントした下敷き及び、クリアファイルを配付	○小・中学校が連携し指導を継続してきたことで家庭において「3つの約束」が推進されている。	○さらに家庭への啓発と子供たち自身の意識を高める取り組みが必要である。
	「学びの基本」リーフレット 森7	○学習規律や約束事をまとめた「学びの基本」リーフレットを作成・配付	○各学年段階で身に付けるべき内容を確実に指導することで、主体的で落ち着いた学習態度が定着してきている。	○児童・生徒の実情に合わせて内容の見直しが必要である。
	自主学習ノートのすすめ	○家庭学習の習慣化を図るため3年生以上で取りませる。 ○基本のノートづくりの例示 ○児童同士の学び合いのための参考例示	○日付、めあて、時間、振り返りなどを記入することで意欲につながっている。 ○ほとんどの児童生徒が取り組んでおり、学力の向上につながっている。	○取組について個人差が大きくなっている。 ○家庭への啓発が必要である。
情報連携	みのりプロジェクト推進会議	○町内小・中学校長と教育委員会が連携し、みのりプロジェクト推進会議を年3回実施 ○本町の教育課題をテーマに協議するなど校長レベルで連携している。	○喫緊の課題であった「2学期制」「コミュニティ・スクール」について協議し、町内の学校への導入を推進してきた。	○事前に資料を提出してもらうなど、校長たちに負担をかける結果となっている。
	コミュニティ・スクール連携会議 森8	○町内全小・中学校に学校運営協議会を設置 ○各校の学校運営協議会代表者によるコミュニティ・スクール連携会議を開催	○各校の取組や実践について情報交換することで、それぞれの取組の良さや課題について共有することができた。	○導入初期であり、手探り状態であったが、今後は地域と共に学校運営を進めてほしい。 ○定期的に連携会議を開催し、各校のコミュニティ・スクールの充実を図る。
体験活動	出前授業	○中学校の教員が町内4小学校に出向き、小学校6年生に中学校の授業を体験させる。	○中学校の授業を体験することで、イメージを持つことができた。	○コロナのために中断するとともに、体験入学と内容が重なるため、現在は実施していない。
	体験入学	○町内の小学6年生全員が山元中学校に集まり、授業や部活動を体験する。	○6年生が中学校生活に対するイメージを持つことができ、不安の解消につながった。	○5校のスケジュールを合わせる事が難しい。

7 施設分離型小中一貫校の事例について

校名	伯耆町立岸本中学校区	高槻市立第四中学校区 ゆめみらい学園	呉市立川尻中学校区	南アルプス市立小中一貫校 八田小中学校
所在地	鳥取県	大阪府	広島県	山梨県
学校数	小学校 2 校 中学校 1 校	小学校 2 校 中学校 1 校	小学校 1 校 中学校 1 校	小学校 1 校 中学校 1 校
児童生徒数 学級数	小学校 384 名 23 学級 中学校 193 名 11 学級	小学校 788 名 38 学級 中学校 330 名 13 学級	小学校 351 名 14 学級 中学校 159 名 8 学級	小学校 314 名 16 学級 中学校 171 名 8 学級
学校形態	小中一貫校	小中一貫校	小中一貫校	小中一貫校
施設形態	施設分離型	施設分離型	施設分離型	施設分離型
教職員体制	校長：各校に配置 教職員：一部教職員に兼務発令 小中一貫教育 CN の指名あり	校長：各校に配置 教職員：一部教職員に兼務発令 小中一貫教育 CN の指名あり	校長：各校に配置 教職員：一部教職員に兼務発令 小中一貫教育 CN の指名あり	校長：各校に配置 教職員：一部教職員に兼務発令
教育課程の特例 区切り	実施なし 6-3 制	実施なし 4-3-2 制	実施なし 4-3-2 制	実施なし 6-3 制
区切りを意識させる行事	実施なし	小6「3DAYS STADY」 小4「2分の1成人式」	小4「2分の1成人式」	実施なし
教科担任制	一部教科担任制 (5年生から理科、音楽、家庭)	一部教科担任制 (5年生から理科、音楽)	一部教科担任制 (3年生から図工、4年生から理科)	一部教科担任制 (4年生から理科、5年生から外国語、理科)
相互乗り入れ	中学校教員が小学校の外国語活動に乗り入れ	総合的な学習の時間に乗り入れ	小学校の教員が中学校の特活 中学校の教員が小学校の算数・体育に乗り入れ	中学校の教員が小学校の体育・音楽・外国語に乗り入れ
異学年交流	○小6が中学校の新入学説明会に参加し中学生と交流	○6・7年生「3DAYS STADY」 ○1・6・7年生「学校の温度計をあげよう ゆめみらい学年つながりアップ大作戦」 ○「ゆめみらい学園児童生徒議会」	○1・4・7年、2・5・8年、3・6・9年で交流グループを設定 ○小中合同の「校内フィールドワーク」 ○児童会、生徒会、PTA、地域による合同挨拶運動 ○4・9年による合同地域清掃	○中学生による催しもの参加、技術指導 ○小・中合唱交流会、小6が中学校合唱コンクール鑑賞 ○児童会・生徒会活動
教育委員会の支援	○小・中合同研究会、校内研究会の講師謝金 ○保幼小一貫カリキュラム作成を主導	○高槻市はすべての小・中学校区で小中一貫校を実施 ○「特色ある学校づくり推進事業」として中学校区に予算配当	○小中一貫教育推進 CN 研修 ○「学びの変革」推進研修会 ○ブロック別学校経営研修会 ○小中一貫教育実践事例集作成 ○小中一貫教育研究指定校事業	○小・中合同校内研究会、小中一貫教育研究会 ○小・中合同学校関係者評価委員会、小・中合同学校保健委員会 ○保・小・中合同引き渡し訓練

出典：この一覧表は、文部科学省が平成30年1月29日と令和4年3月9日に公表した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する事例集」から、抜粋しまとめたものです。
※表中「教職員体制」の欄にある CN は「コーディネーター」の略

8 小中連携校の事例(大郷町(1小学校・1中学校))

- 日 時 令和6年7月12日
- 場 所 大郷町教育委員会
- 対応者 大郷町教育委員会 教育長 鳥海 義弘
訪問者 山元町教育委員会 教育長 菊池 卓郎

(1) これまでの学校統廃合の経緯

- 児童生徒数の減少に伴い、平成16年の段階で学校の適正規模について検討を開始
- 平成20年に中学校(2校)、24年に小学校(4校)を統合
- 小・中学校とも既存の校舎を活用、体育館のみ新築
- 現在、小・中学校は役場を挟んで北と南にある(数百メートルの距離)。

(2) 学校間連携に関する指導や取組

- 学校数が減り、教委からの指示伝達や調整が容易になるとともに、小中連携や幼保小連携もしやすくなった。
(一方、学校が2校しかないので、町内組織に係る充て職が多くなり、調査物の業務量も増加した)
- 小中連携の取組
 - ・「異校種交流」 → 園・小・中間で教員が相互交流
 - ・「連携サポート(国3年 算・数1年)」「校内研究テーマの共通化」
→ 教職員全員で小・中それぞれの研究授業を参観し合い、一緒に事後検討を行う
 - ・「大きな行事の相互見学(児童生徒)」
 - ・「部活動見学・1日入学(小6)」
→ 事前に質問をとり、中学校生徒会・教員が回答することで、中学校進学への不安解消につなげている など

●小中一貫校、義務教育学校としないことについて〔鳥海教育長〕

校長が1人で9学年分を見るのはどうか、校長がある程度の期間在任するならよいが、2～3年では十分な学校経営ができないのではないかと、校長が複数いて相談できる体制の方がよい、という考えがある。

(3) 校長会・各種主任者会等、教育委員会の指導体制

- 校長会は、校長2名、教育長、課長2名、指導主事、民営こども園長、ケアハウススーパーバイザーの8名で構成し、月1回開催。教育委員会としては、校長(学

校)の考えや取組をできるだけ尊重するようにしている。

○教頭会は1.5か月に1回開催。その他の主任者会等は特に開催していない。

(4) スクールバス運行、給食提供等の体制

○小学校は7路線 中学校は2路線 (令和4年度から小学生と乗り合わせ)

○平成10年に給食センターを新築 平成30年度から給食費を完全無償化としている。